

自家用発電設備負荷試験業務委託契約書 (案)

宮崎県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、自家用発電設備負荷試験業務の委託について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、（別添）自家用発電設備負荷試験業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）に記載する設備の負荷試験委託業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

（委託期間）

第2条 委託業務の委託契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継続契約として行うものであり、委託業務の委託期間（以下「委託期間」という。）は、令和2年12月1日から令和3年9月30日までとする。

（委託料）

第3条 委託業務の委託料並びに消費税及び地方消費税額（以下「委託料等」という。）は、次のとおりとする。

委託料	金〇〇〇〇〇〇〇円
	(令和2年度 年額金〇〇〇〇〇〇〇円)
	(令和3年度 年額金〇〇〇〇〇〇〇円)
消費税及び地方消費税額	金〇〇〇〇〇〇円
	(令和2年度 年額金〇〇〇〇〇〇円)
	(令和3年度 年額金〇〇〇〇〇〇円)
合計	金〇〇〇〇〇〇〇円
	(令和2年度 年額金〇〇〇〇〇〇〇円)
	(令和3年度 年額金〇〇〇〇〇〇〇円)

（契約保証金）

第4条 乙は、この契約の締結と同時に、契約保証金として金〇〇〇〇〇〇円を甲に納付しなければならない。

2 甲は、乙がこの契約により生ずる義務を履行しないときは、前項の契約保証金を甲に帰属させることができる。

※ 契約保証金を納付させない場合（財務規則第101条第2項該当）

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、免除する。

(委託業務の処理方法)

第5条 乙は、委託業務を仕様書及び甲の指示に従って処理しなければならない。

(再委託の禁止)

第6条 乙は、委託業務を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を得たときは、この限りでない。

(権利の譲渡等の禁止)

第7条 乙は、この契約から生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。

(実地調査等)

第8条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の実施状況、委託料の使途その他必要な事項について報告を求め、又は実地に調査することができる。

(報告書の提出)

第9条 乙は、仕様書に基づき点検を実施するものとし、点検を実施したときは、点検報告書（以下、「報告書」という。）を速やかに甲に提出しなければならない。

2 甲は、報告書を受領したときは、その内容を検査し、合格又は不合格の旨を乙に連絡するものとする。

3 乙は、前項の規定による不合格の旨の連絡があったときは、甲の指定する期間内にその指示に従いこれを補正しなければならない。前2項の規定は、この項の規定による補正について準用する。

4 第2項（前項後段において準用する場合を含む。）の検査及び前項前段の補正に要する費用は、乙の負担とする。

(委託料の請求及び支払)

第10条 乙は、次表の実施期間における全ての点検について、甲から前条第2項（同条第3項後段において準用する場合を含む。）の規定による合格の旨の連絡があったときは、甲に当該期間に係る委託料の支払請求書を提出するものとする。

実施期間	金額	実施期間	金額
令和2年12月から	〇〇〇〇〇〇〇	令和3年4月から	〇〇〇〇〇〇〇
令和3年3月まで	円	令和3年9月まで	円

2 甲は、前項の規定による支払請求書の提出があったときは、その日から起算して30日以内に乙に当該期間に係る委託料を支払うものとする。

3 甲がその責めに帰すべき理由により前項に規定する期間内に委託料の全部又

は一部を支払わない場合には、乙は、甲に対して、遅延日数に応じ、未受領金額に政府契約の支払遅延防止法等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項本文に規定する財務大臣が決定する率の割合で計算した額に相当する金額を請求することができる。

（契約の解除）

第11条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- （1） 乙がこの契約に違反したとき。
- （2） 乙が契約期間内に委託業務を完了または継続する見込みがないと認められるとき。
- （3） 乙の業務の実施が著しく不誠実と認められるとき、又は契約を誠実に履行する意思がないと認められるとき。
- （4） 正当な理由なく、仕様書に定める点検を実施しないとき。
- （5） 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 乙が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、暴力団又は暴力団関係者（宮崎県暴力団排除条例平成23年宮崎県条例第18号）第2条第4号に規定する暴力団関係者をいう、以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であると認められるとき。

イ 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時設備維持管理業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員、暴力団又は暴力団関係者（宮崎県暴力団排除条例平成23年宮崎県条例第18号）第2条第4号に規定する暴力団関係者をいう、以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であると認められるとき。

ウ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員、又は暴力団関係者が経営に実質的に関与していると認められるとき。

エ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団、暴力団員、又は暴力団関係者を利用するなどしたと認められるとき。

オ 資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからエまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

カ 乙が、アからエまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（オに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

キ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ク 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ケ 役員等が、暴力団員、暴力団、又は暴力団関係者、若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用したと認められるとき。

コ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからケまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからケまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（コに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 甲は、翌年度以降において甲の歳出予算におけるこの契約の契約金額について減額され、又は削除された場合には、この契約を解除するものとする。

3 甲は前2項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

（損害賠償）

第12条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、委託業務の実施について第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（秘密の保持）

第13条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、委託期間が満了し、又はこの契約が解除された後においてもなおその効力を有するものとする。

（個人情報保護）

第14条 乙は、委託業務を処理するため個人情報を取り扱うに当たって、別記個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

（費用の負担）

第15条 この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、乙の負担とする。

(協議等)

第16条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行に関し必要な事項は、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第6章の定めるところによるものとし、この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約若しくは同章に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和2年10月 日

甲 宮 崎 県
宮崎県知事 河野 俊嗣

乙

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、委託業務の処理に当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密等の保持)

第2 乙は、委託業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、委託業務を処理するために個人情報を収集するときは、その利用目的を特定し、利用目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により収集しなければならない。

2 乙は、委託業務を処理するために個人情報を収集するときは、本人から収集し、本人以外のものから収集するときは、本人の同意を得た上で収集しなければならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第4 乙は、委託業務の処理に関して知り得た個人情報を当該事務の利用目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の指示があるとき、又はあらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

(適正管理)

第5 乙は、委託業務の処理に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、委託業務を処理するために甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第7 乙は、本契約第6条に定める場合を除き、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に再委託してはならない。

(資料の返還等)

第8 乙は、委託業務を処理するために甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、

若しくは作成した個人情報記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、引き渡し、又は廃棄するものとする。また、当該個人情報を電磁的に記録した機器等は、確実に当該個人情報を消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第9 乙は、委託業務に従事する者及び従事した者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(事故報告)

第10 乙は、この特記事項に違反する事態が発生し、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

自家発電設備負荷試験業務委託仕様書(案)

1 適用

本仕様書は、委託者が実施する自家用発電設備の負荷試験業務に適用する。

この仕様書に記載なき事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書(平成30年版)」または消防庁関係法令・通達・仕様等に基づいて、実施するものとする。

2 委託場所及び発電機概要

庁舎名	所在地	機種	冷却方式
本館(1号館含む)	宮崎市橘通東2丁目10番1号	6気筒機関 544kW×400kVA(6.6kV)	ラジエータ
3, 4号館	宮崎市橘通東1丁目9番10号	6気筒機関 544kW×500kVA(6.6kV)	ラジエータ
西臼杵支庁舎	西臼杵郡高千穂町大字三田井22	4気筒機関 79.5kW×80kVA(220V)	ラジエータ
延岡総合庁舎	延岡市愛宕町2丁目2323番地	4気筒機関 108PS×88kVA(220V)	ラジエータ
高鍋総合庁舎	高鍋町大字北高鍋3870-1	4気筒機関 75.1kW×62.5kVA(220V)	ラジエータ
小林総合庁舎	小林市細野367-2	4気筒機関 108PS×88kVA(220V)	ラジエータ
都城総合庁舎	都城市北原町24街区21号	4気筒機関 108PS×88kVA(220V)	ラジエータ
日南総合庁舎	日南市戸高1丁目12番地1	4気筒機関 78PS×63kVA(220V)	ラジエータ

3 点検者

本業務に従事する者は、自家用発電設備専門技術者、第一種電気工事士等の資格を有する者とする。また、必要に応じて消防設備士や電気主任技術者等に従事させること。

4 委託業務の内容

- (1) 「消防用設備等の点検要領(消防庁)」等に記載されている自家発電設備運転性能試験項目の一つである「負荷運転試験」を実施する。
- (2) 原則として、疑似負荷装置等による負荷運転試験とし、定格回転速度及び定格出力の30%以上の負荷で必要な時間連続運転を行い確認すること。
また、その他甲が指定する試験項目がある場合はその内容を実施すること。
(※試験負荷は、試験条件によって変更が認められる場合があるため、その都度協議を行うこと。)
- (3) 疑似負荷装置の設置については、容量、設置場所、仮設給排水方法、仮設ケーブル敷設、危険標識設置、監視員の配置等について、電気主任技術者、防火管理者、自家用発電設備点検保守業務委託者及びその他関係者と十分打合せを行って実施すること。
- (4) 負荷運転の終了後は、スイッチ、ハンドル、弁等の位置が自動始動運転待機状態になっていることを確認すること。
- (5) 点検結果は、消防法で定められている点検・報告様式等を用いて作成し提出すること。
また、必要に応じて甲から指示された報告書類を添付すること。
その他甲が指示する事項とする。

- (6) 消防法で定められている点検様式には、消防法で指定されている有資格者（指定消防設備士等）の氏名と免許種類・番号等を記載すること。
- (7) 負荷運転試験頻度については各施設1回とし、実施箇所は原則以下のとおりとする。
なお、実施時期については、甲乙協議の上、決定するものとする。

実施年度	実施箇所数	実施箇所名
令和2年度 (令和3年3月31日まで)	2施設	①県庁3,4号館 ②延岡総合庁舎
令和3年度 (委託期間内であること)	6施設	①県庁本館（附属棟,1号館,議会棟含む） ②西臼杵支庁舎 ③高鍋総合庁舎 ④小林総合庁舎 ⑤都城総合庁舎 ⑥日南総合庁舎

- (8) 作業計画書、緊急対応連絡表等を作成し、提出すること。
- (9) 試験の結果、当該機器に不備があることを発見した場合、直ちにその原因を調査し、結果を甲に報告すること。
- (10) 試験の実施にあたっては、試験対象施設（庁舎）の業務に支障を来さないように実施すること。（※原則、商用電源の受電停止は行わないこと。）
また、事前調査及び養生等が必要な場合は、乙の負担で準備・実施すること。
- (11) この仕様書に定めのない事項及びやむを得ない理由により仕様変更等が生じる場合については、甲乙協議の上、決定するものとする。